

図7 入院時病室

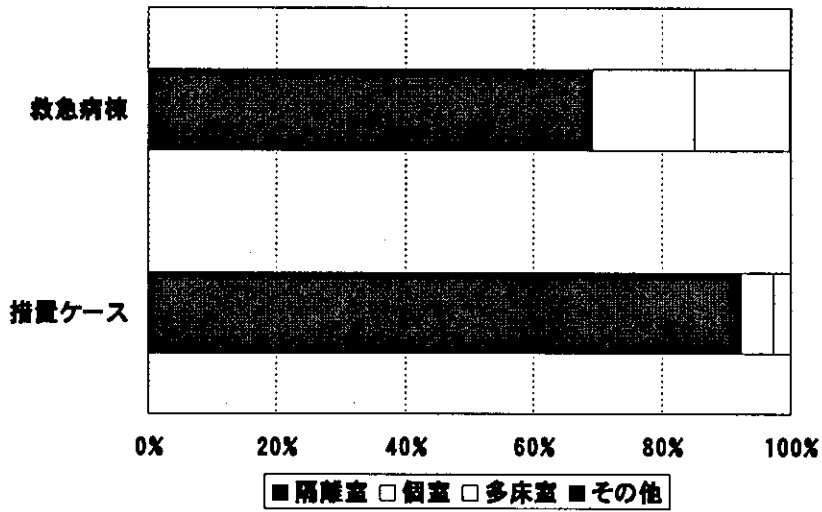


図8 GAF

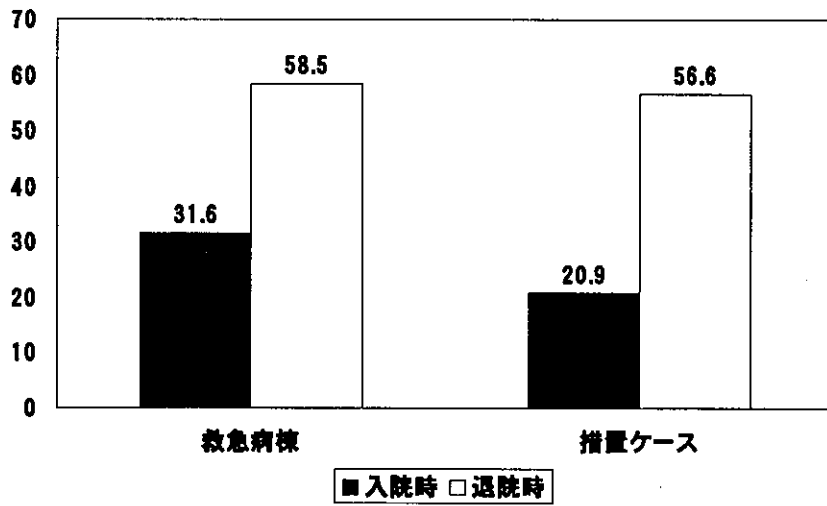


図9 退院・転出先

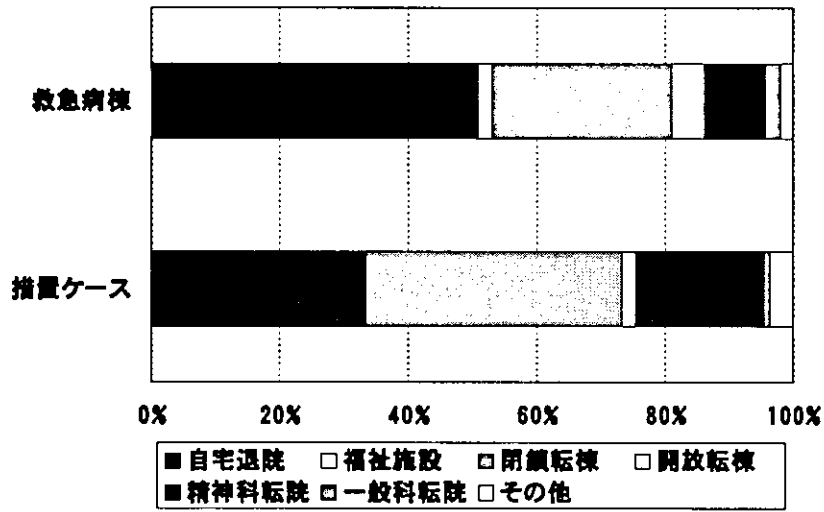


表1 精神科救急医療システムの運用時間 (N=34)

	緊急システムなし(N=28)		緊急システムあり(N=6)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
平日運用合計時間	15.7	4.9	13.4	7.6
土曜運用合計時間	19.6	5.9	21.7	5.7
日曜・休日運用合計時間	21.4	5.6	19.9	6.4

表2 精神科救急医療システムの実績 (N=34)

	緊急システムなし(N=28)	緊急システムあり(N=6)
	中央値	中央値
窓口での相談件数	800.5	3372.0
窓口での相談件数(夜間・休日)	844.0	1896.0
うち精神科救急医療機関への受診紹介件数	280.0	193.0
うち精神科救急医療機関への受診紹介件数(夜間・休日)	249.0	193.0
上記のうち実際の診療実績	276.5	301.0
上記のうち実際の診療実績(夜間・休日)	249.0	301.0
診療実績中外来診察のみのケース	197.0	141.0
診療実績中外来診察のみのケース(夜間・休日)	165.0	88.0
診療実績中入院件数	142.0	248.0
診療実績中入院件数(夜間・休日)	86.0	203.0
任意入院	20.0	64.0
任意入院(夜間・休日)	12.0	24.0
医療保護入院	50.0	181.0
医療保護入院(夜間・休日)	36.0	178.0
応急入院	1.0	1.5
応急入院(夜間・休日)	0.5	0.5
措置入院	4.0	0.0
措置入院(夜間・休日)	3.0	0.0
緊急措置入院	1.0	0.0
緊急措置入院(夜間・休日)	1.0	0.0

表3 精神科緊急医療システムの運用時間 (N=6)

	平均値	標準偏差
平日運用合計時間	12.4	6.9
土曜運用合計時間	18.6	7.6
日曜・休日運用合計時間	21.3	5.5

表4 精神科緊急医療システムの実績 (N=6)

	中央値
窓口での相談件数	417.0
窓口での相談件数(夜間・休日)	88.0
上記のうち実際の診療実績	272.0
上記のうち実際の診療実績(夜間・休日)	135.0
措置診察後入院となった件数	340.0
措置診察後入院となった件数(夜間・休日)	77.5
措置入院	273.0
措置入院(夜間・休日)	9.0
緊急措置入院	105.0
緊急措置入院(夜間・休日)	60.0
医療保護入院	33.5
医療保護入院(夜間・休日)	8.5
応急入院	2.0
応急入院(夜間・休日)	1.0
任意入院	6.0
任意入院(夜間・休日)	0.0

表5 精神科救急医療システム運用時間帯中の警察官通報(法24条)など措置入院に関する通報(措置通報)処理はどのように行われているか (N=34)

	緊急システムなし(N=28)		緊急システムあり(N=6)	
	N	%	N	%
措置通報は、精神科救急医療システムの中で処理することになっている。	7	25.0%	2	33.3%
措置通報については、精神科救急医療システムとは別に、精神科緊急医療システムが構築されている。	0	0.0%	3	50.0%
措置通報の処理に対応するためのシステムは特に構築されておらず、その都度、保健所又は本庁主幹課職員が通報処理を行う。	20	71.4%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	16.7%
欠損値	1	3.6%	0	0.0%

表6 精神科救急医療システム運用時間帯中に通報を受けて措置診察が必要となった場合は、診察場所や指定医の確保は、どのように行われているか (N=34)

	緊急システムなし(N=28)		緊急システムあり(N=6)	
	N	%	N	%
措置通報・診察は、精神科救急医療システムの中で処理されることになっている。	7	25.0%	2	33.3%
措置通報は、精神科救急医療システムの中では取り扱わないが、診察が必要な場合には精神科救急医療施設で、その施設の指定医が措置診察を行う。	4	14.3%	1	16.7%
精神科救急医療施設とは独立した措置診察のための病院・指定医が確保されている(精神科緊急医療システムは、精神科救急医療システムとは全く独立して構築されている)。	0	0.0%	2	33.3%
その都度、保健所又は本庁主幹課職員が診察場所や指定医を確保する。	12	42.9%	1	16.7%
その他	4	14.3%	0	0.0%
欠損値	1	3.6%	0	0.0%

表7 精神科救急情報センターの平成17年1月1日時点での整備状況(N=34)

	N	%
国庫補助を受けた精神科救急情報センターがある。	17	50.0%
国庫補助を受けた精神科救急情報センターは未整備だが、精神科救急受付窓口がある程度精神科救急情報センター機能を果たしている。	5	14.7%
精神科救急受付窓口は、事務処理のみで精神科救急情報センター機能は果たしていない。	2	5.9%
その他	4	11.8%
欠損値	6	17.6%

表8 現在の体制による精神科救急情報センターの運営開始(N=17)

	N	%
平成13年以前	4	23.6%
平成13年以降15年以前	6	35.3%
平成15年以降	7	41.1%

表9 精神科救急情報センターへの国庫補助の開始時期(N=17)

	N	%
平成13年以前	4	23.6%
平成13年以降15年以前	6	35.3%
平成15年以降	7	41.1%

表10 精神科救急情報センターが未設置の自治体は精神科救急情報センター整備の必要性どのように感じているか(N=17)

	N	%
今後設置する予定	4	23.6%
必要性を感じており、時期は未定だが、現在、設置へ向けての準備・検討を行っている。	3	17.6%
必要性を感じているが、今のところ、設置へ向けての準備・検討は行われていない。	4	23.6%
現在のところ、設置の必要性を感じていない	2	11.8%
その他	1	5.9%
欠損値	3	17.6%

表11 精神科救急センターまたは、精神科救急事業窓口の対応時間 (N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
平日運用合計時間	16.8	7.1	15.7	7.0
土曜運用合計時間	21.5	5.6	18.5	7.1
日曜・休日運用合計時間	21.0	5.8	21.0	6.2

表12 精神科救急情報センター(精神科救急事業窓口)と精神科救急の圏域との関係(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
貴自治体全域を1つの精神科救急情報センターで対応している。	13	76.5%	4	23.5%
精神科救急医療の圏域ごとに精神科救急情報センターがある。	1	5.9%	7	41.2%
その他	3	17.6%	4	23.5%
欠損値	0	0.0%	2	11.8%

表13 精神科救急情報センター(精神科救急事業窓口)の設置形態(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
固定されている	15	88.2%	6	35.3%
輪番制	1	5.9%	5	29.4%
その他	1	5.9%	4	23.5%
欠損値	0	0.0%	2	11.8%

表14 時間帯による対応機関の振り分け(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
対応可能時間中は、単一の機関が対応	16	94.1%	10	58.8%
対応可能時間中でも、時間帯等によって対応する機関が異なっている	0	0.0%	2	11.8%
その他	0	0.0%	3	17.6%
欠損値	1	5.9%	2	11.8%

表15 精神科救急情報センター(精神科救急事業窓口)の設置場所 (N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
精神科救急医療機関	4	23.5%	11	64.7%
精神科救急医療機関ではない精神科医療機関	2	11.8%	1	5.9%
精神保健福祉センター	7	41.2%	3	17.6%
自治体の精神保健福祉担当課	1	5.9%	2	11.8%
保健所	1	5.9%	3	17.6%
上記以外の独立した精神科救急情報センター	3	17.6%	2	11.8%
その他	0	0.0%	1	5.9%

表16 精神科救急情報センター(精神科救急事業窓口)の運営主体 (N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
自治体が直接運営	8	47.1%	3	17.6%
医師会に運営委託	0	0.0%	4	23.5%
精神科病院協会に運営委託	3	17.6%	5	29.4%
精神科救急医療機関に運営委託	0	0.0%	1	5.9%
その他の団体に運営委託	5	29.4%	1	5.9%
その他	1	5.9%	4	23.5%
欠損値	0	0.0%	0	0.0%

表17 一般の救急医療情報センター(精神科救急事業窓口)との関係 (N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
一般(身体科)の救急医療情報センターと同じ場所にある	1	5.9%	1	5.9%
一般(身体科)の救急医療情報センターと異なる場所にある	14	82.4%	9	52.9%
圏域によって異なる	1	5.9%	2	11.8%
時間帯によって異なる	0	0.0%	1	5.9%
欠損値	1	5.9%	4	23.5%

表18 各機関・人に対して精神科救急情報センター(精神科救急事業窓口)へ連絡をとるための電話番号は公開されているか(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
消防	15	88.2%	12	70.6%
警察	16	94.1%	13	76.5%
一般(身体)救急のための情報センター	13	76.5%	8	47.1%
一般(身体科)医療機関	13	76.5%	7	41.2%
精神科医療機関	15	88.2%	3	17.6%
一般人	13	76.5%	8	47.1%



表19 一般に対する精神科救急情報センターの電話番号の公開・広報の方法(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
電話帳	3	17.6%	1	70.6%
自治体発行の広報誌	11	64.7%	3	76.5%
インターネットのホームページ	7	41.2%	5	47.1%
一般の新聞・雑誌・ミニコミ誌	4	23.5%	4	41.2%
テレビ・ラジオの広報番組	1	5.9%	0	17.6%
行政機関でのポスター等の掲示	6	35.3%	1	47.1%
行政機関主催・協賛の会議や催しにおける広報	6	35.3%	2	11.8%
医療機関でのポスター等の掲示	5	29.4%	1	5.9%
その他	3	17.6%	0	0.0%

表20 電話番号、スタッフについて(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
一般人に公開している電話番号は固定された電話番号である	14	82.4%	8	47.1%
常勤スタッフがいる	9	52.9%	1	5.9%
一次対応職員は、精神科専門職員(精神科医、精神保健福祉士、看護師・保健師、心理職等)である	17	100.0%	12	70.6%

表21 一次対応職員では十分な判断・対応ができないときに医師に相談することができるか(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
一次対応職員は医師である。	2	11.8%	0	0.0%
情報センター専任の医師に相談可能。	2	11.8%	2	11.8%
精神科救急医療施設の医師に相談可能。	10	58.8%	8	47.1%
上記以外の医師に相談可能。	1	5.9%	0	0.0%
医師に相談することは想定していない。	0	0.0%	1	5.9%
その他	2	11.8%	2	11.8%

表22 精神科救急情報センター(精神科救急医療事業窓口)の機能(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
電話で可能な簡単な相談・危機介入を行う	16	94.1%	12	70.6%
空床状況や受診可能医療機関について情報提供	15	88.2%	8	47.1%
医療機関紹介(入院先や受診医療機関を手配)	15	88.2%	4	23.5%
搬送手段紹介(医療機関までの搬送手段を手配)	1	5.9%	2	11.8%
通報処理(24条通報等の処理)	5	29.4%	4	23.5%
措置診察のための事前調査	3	17.6%	4	23.5%
法34条による移送に関する事務処理	0	0.0%	1	5.9%
その他	2	11.8%	1	5.9%

表23 一次対応職員のための対応マニュアル等について(N=34)

	精神科救急センター(N=17)		救急医療事業窓口(N=17)	
	N	%	N	%
マニュアル等がある。	9	52.9%	2	11.8%
マニュアル等を作成中である。	0	0.0%	1	5.9%
マニュアル等を作成する予定はない。	7	41.2%	6	35.3%
その他	0	0.0%	4	23.5%
欠損値	1	5.9%	4	23.5%

表24 自治体における精神科救急関連の病院数 (N=34)

	平均値	標準偏差	中央値
診療報酬上の精神科救急入院料の基準を満たし診療報酬請求を行っている	1.3	4.1	0.0
診療報酬上の精神科急性期治療病棟入院料1または2の基準を満たし、診療報酬請求を行っている	3.2	4.1	3.0

# 精神科救急医療事業と措置入院制度の運用に 関するアンケート調査

平成16年度

厚生労働科学研究「措置入院制度の適正な運用と社会復帰支援に関する研究」

主任研究者 浦田重治郎 分担研究者 白石 弘巳

貴都道府県ならびに政令指定都市（以下「自治体」）における精神保健福祉法（以下「法」）に基づく措置入院制度の運用ならびに精神科救急医療システムと精神科救急情報センターの整備状況に関して、以下の設問にご回答ください。

## 記入上のご注意

選択肢が示されている設問については、あてはまるものすべてに○をおつけくださいと明記されている設問以外の設問については、あてはまる選択肢の番号に1つだけ○をおつけください。

なお、制度の運用が始まっていないなどの理由で回答不能な設問については、設問番号に×をご記入ください。

アンケートの内容や記入にあたっての疑問や質問等がございましたら、ご遠慮なく下記事務局までお問い合わせください。

ご記入後は同封の返信封筒にて、下記事務局宛ご返送ください。

ご多忙中恐縮ですが、

平成17年2月28日（月）（必着）までに

ご回答いただけますよう、お願い申し上げます。

担当 白石弘巳 宮田裕章 東京都精神医学総合研究所精神保健医療システム研究部門 〒156-8585 東京都世田谷区上北沢 2-1-8 TEL: 03-3304-5701 FAX: 03-3304-5704 E-mail: <a href="mailto:hshira@prit.go.jp">hshira@prit.go.jp</a>
--

貴自治体名：（ ） 都道府県市

I. 精神科救急医療と措置入院制度の運用について

以下、平成17年1月1日現在の貴自治体における精神科救急医療システムについてご回答ください。なお、貴自治体で精神科救急医療システムの運用が始まっていない場合、政令指定都市で都道府県の精神科救急医療システムと一体化したシステム運用がなされている場合は下記に○をおつけください。

- ( ) 精神科救急医療システムは運用されていない。
- ( ) 都道府県の精神科救急医療システムと一体化した運用がなされている。

A. 精神科救急医療システムと措置入院制度の運用

1. 貴自治体の精神科救急医療システムの運用時間についてお教えてください。

		運用時間数
平日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
土曜日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
日曜・休日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間

2. 貴自治体の精神科救急医療システム運用時間帯中の警察官通報（法24条）など措置入院に関する通報（措置通報）処理はどのように行われていますか。

- ① 措置通報は、精神科救急医療システムの中で処理することになっている。
- ② 措置通報については、精神科救急医療システムとは別に、精神科緊急医療システムが構築されている。
- ③ 措置通報の処理に対応するためのシステムは特に構築されておらず、その都度、保健所又は本庁主幹課職員が通報処理を行う。
- ④ その他（ \_\_\_\_\_ ）

3. 精神科救急医療システム運用時間帯中に通報を受けて措置診察が必要となった場合は、診察場所や指定医の確保は、どのように行われていますか？

- ① 措置通報・診察は、精神科救急医療システムの中で処理されることになっている。
- ② 措置通報は、精神科救急医療システムの中では取り扱わないが、診察が必要な場合には精神科救急医療施設で、その施設の指定医が措置診察を行う。
- ③ 精神科救急医療施設とは独立した措置診察のための病院・指定医が確保されている（精神科緊急医療システムは、精神科救急医療システムとは全く独立して構築されている）。
- ④ その都度、保健所又は本庁主幹課職員が診察場所や指定医を確保する。
- ⑤ その他（ \_\_\_\_\_ ）

4. 精神科救急医療システムとは別に、措置通報・診察のために精神科緊急医療システムが構築されている場合には、その運用時間をお教えてください。

		運用時間数
平日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
土曜日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
日曜・休日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間

**B. 精神科救急医療と措置入院制度の運用実績（平成15年度）**

1. 平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の精神科救急医療事業の実績についてお教えてください。（ただし、夜間とは午後5時～翌日午前9時を指します。また、土曜日は休日を含めてお答えてください。以下の設問においても同じです。）

なお、貴自治体が、措置通報に関して精神科救急医療システムとは独立した精神科緊急医療システムを構築されている場合には、この設問では、精神科救急医療システムの実績のみをご記入の上、設問2にお進みください。

窓口での相談件数 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）  
 うち精神科救急医療機関への受診紹介件数 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）  
 上記のうち実際の診療実績 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）  
 診療実績中外来診察のみのケース \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）  
 診療実績中入院件数（できるだけ入院形態別にお答え下さい）

	総件数	うち夜間・休日
任意入院	_____ 件	_____ 件
医療保護入院	_____ 件	_____ 件
応急入院	_____ 件	_____ 件
措置入院	_____ 件	_____ 件
緊急措置入院	_____ 件	_____ 件
合計	_____ 件	_____ 件

2. 平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の精神科緊急医療事業（措置通報・診察を主体）の実績についてお教えてください。（精神科救急医療システムと独立して精神科緊急医療システムが構築されている場合のみお答えください）

窓口への通報件数 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）  
 上記のうち実際の診察実績 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）

措置診察後入院となった件数（できるだけ入院形態別にお答え下さい）

	総件数	うち夜間・休日
措置入院	_____ 件	_____ 件
緊急措置入院	_____ 件	_____ 件
医療保護入院	_____ 件	_____ 件
応急入院	_____ 件	_____ 件
任意入院	_____ 件	_____ 件
合計	_____ 件	_____ 件

措置診察の結果、いかなる形態の入院にもならなかったケース  
 \_\_\_\_\_ 件 （うち夜間・休日 \_\_\_\_\_ 件）



**貴自治体が国庫補助による精神科救急情報センター未設置の場合は、この項目の以下の設問については、精神科救急情報センターを精神科救急医療事業の窓口と読み替えてお答えください。**

**5. 精神科救急情報センターの対応可能時間についてお教えてください。**

		運用時間数
平日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
土曜日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間
日曜・休日	_____時～ _____時 (24時制でご記入ください)	_____時間

**6. 精神科救急情報センターと精神科救急の圏域との関係**

- ① 貴自治体全域を1つの精神科救急情報センターで対応している。
- ② 精神科救急医療の圏域ごとに精神科救急情報センターがある。(⇒以下の設問7～10について、圏域によって回答が異なる場合には、その他の欄に具体的にご記入ください)
- ③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

**7. 精神科救急情報センターの設置形態**

- ① 固定されている
- ② 輪番制
- ③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

**8. 時間帯による対応機関の振り分け**

- ① 対応可能時間中は、単一の機関が対応
- ② 対応可能時間中でも、時間帯等によって対応する機関が異なっている
- ③ (具体的内容: \_\_\_\_\_ )
- ④ その他 ( \_\_\_\_\_ )

9. 精神科救急情報センターの設置場所についてあてはまるところすべてに○をおつけください。  
 なお、時間帯によって設置場所が異なっている場合には、該当の欄にそれぞれの対応時間帯をご記入ください。また、圏域によって設置場所が異なる場合には、該当の欄に圏域名を具体的にご記入ください。

設置場所	あてはまる ところに ○	時間帯によって設置場所 が異なる場合は、この欄 にそれぞれの対応時間帯 をご記入ください。	圏域によって異なる 場合は、圏域名を具体 的にご記入ください。
精神科救急医療機関			
精神科救急医療機関ではない精神科医療機関			
精神保健福祉センター			
自治体の精神保健福祉担当課			
保健所			
上記以外の独立した精神科救急情報センター			
その他			

その他に記入された場合は、下にその設置場所を具体的にご記入ください

10. 精神科救急情報センターの運営主体

- ① 自治体が直接運営
- ② 医師会に運営委託
- ③ 精神科病院協会に運営委託
- ④ 精神科救急医療機関に運営委託
- ⑤ その他の団体に運営委託（具体的委託先：

)

- ⑥ その他（

)





16. 精神科救急情報センターの一次対応職員は、精神科専門職員（精神科医、精神保健福祉士、看護師・保健師、心理職等）ですか？

- ① はい
- ② いいえ

17. 一次対応職員では十分な判断・対応ができないときに医師に相談することはできますか？

- ① 一次対応職員は医師である。
- ② 情報センター専任の医師に相談可能。
- ③ 精神科救急医療施設の医師に相談可能。
- ④ 上記以外の医師に相談可能。（相談可能な医師の確保方法について具体的にお教えてください：  
）
- ⑤ 医師に相談することは想定していない。
- ⑥ その他（

18. 以下の機能のうち、貴自治体の情報センターの機能について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

機 能	あてはまるものに○	時間帯によっては対応不能となる機能があれば、対応不能時間をこの欄にご記入ください。
①電話で可能な簡単な相談・危機介入を行う		
②空床状況や受診可能医療機関について情報提供		
③医療機関紹介（入院先や受診医療機関を手配）		
④搬送手段紹介（医療機関までの搬送手段を手配）		
⑤通報処理（24条通報等の処理）		
⑥措置診察のための事前調査		
⑦法34条による移送に関する事務処理		
⑧その他		

その他に○をつけられた場合は、下にその機能を具体的にご記入ください

**19. 精神科救急情報センターの一次対応職員のための対応マニュアル等がありますか？**

- ① マニュアル等がある。（可能であれば、採用されているマニュアル・ガイドラインを添付していただければ幸いです。）
- ② マニュアル等を作成中である。
- ③ マニュアル等を作成する予定はない。
- ④ その他（ \_\_\_\_\_ ）

**20. 精神科救急情報センターの具体的な設置場所について、名称および所在地をお教えてください。（ここに直接ご記入されずにリスト等を添付していただいても結構です。）**

**D. 貴自治体において、診療報酬上の精神科救急入院料ならびに、精神科急性期治療病棟入院料1または2の基準を満たし、現に診療報酬請求を行っている病院の数をお答え下さい。**

精神科救急入院料 \_\_\_\_\_ 病院  
精神科急性期治療病棟入院料1または2 \_\_\_\_\_ 病院

もしお差し支えなければ、それぞれの請求を行っている病院の名前をお教えてください。（ここに記入されずにリスト等を添付していただいても結構です。）

精神科救急入院料

精神科急性期治療病棟入院料1または2

